

第11章 栃木県の小規模林地開発ガイドライン等

森林法第10条の8に規定された伐採及び伐採後の造林の届出等（以下、「伐採届」という。）の制度による小規模な開発行為（以下、「小規模林地開発」という。）については、伐採届の提出を受ける市町において判断すべき事項となるが、当該小規模林地開発の規模の拡大等による違法行為を未然に防止するためには、林地開発許可制度による適切な対応や、関係部局との連携に努める必要がある。

本章では、小規模林地開発のガイドラインや一体性の有無を判断するための判断基準を明示し、栃木県の小規模林地開発の在り方を提示する。

なお、当該ガイドラインのうち、市町に係る規定については、技術的助言として発出するものである。

1 栃木県の小規模林地開発ガイドラインについて

(1) 市町の行う調査及び指導等

市町の長は、提出された伐採届のうち、伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されるもの（以下「林地転用届」という。）を受理した場合は、次の調査及び指導等を行うものとする。

なお、提出された林地転用届の記載事項について、不明な点等がある場合は、必要に応じて、林地転用届を提出した者（以下「届出者」という。）に対して関係資料の提出等を求めるものとする。

ア 林地転用届の受理に際し、届出者に対し、次の事項を指導すること。

(ア) 伐採を実行する前に、転用にかかる実測面積が確認できる資料を提出すること。ただし、対象地が地籍調査実施済であり、かつ、登記事項証明書の写しが提出され、転用にかかる部分の面積が確認できるなど、あらかじめ実測面積を確認できる場合は、この限りではない。

なお、実測面積の測量方法については、衛星画像データ等を用いて算出する方法でも差し支えない。

(イ) 転用にかかる面積が1 ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものにあつては0.5 ha）を超える場合、林地開発許可が必要であること。

特に、実施主体、実施時期、実施箇所の相異にかかわらず、一体性があり、その規模が1 ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものにあつては0.5 ha）を超える場合は、林地開発許可が必要であること。

(ウ) 転用行為が終了した場合は、速やかに林地転用完了届（様式第1号）を市町の長に提出すること。

イ 林地転用届の写しを速やかに所管する環境森林事務所又は森林管理事務所の長（以下「所長」という。）に送付すること。

ウ 林地転用届に基づき、小規模林地開発位置図及び小規模林地開発一覧表（様式第2

号)を作成すること。作成した小規模林地開発位置図及び小規模林地開発一覧表を所長に送付すること。

エ林地転用届の記載事項について確認を行い、必要に応じて現地調査を行うこと。

オ林地転用完了届の写しを速やかに所長に送付すること。

(2) 県の行う調査及び指導等

所長は、次の調査及び指導等を行うものとする。

ア市町の長より送付された林地転用届の写しに基づき、小規模林地開発位置図及び小規模林地開発一覧表(様式第2号)を整理すること。

イ林地転用届の写し受理後、必要と認められるときは、次の事項について現地調査を行い、その結果は小規模林地開発実態調査表(様式第3号)に記録すること。

- (1) 転用の目的、位置及び面積
- (2) 開発時の地況及び林況、開発行為完了時の状況
- (3) 防災施設等の内容
- (4) 森林の残置、緑地造成の状況
- (5) その他必要な事項

ウ別紙の基準に基づき、林地転用届による転用行為が周囲の林地転用行為と一体性があり、この一体の転用行為の規模が1ha(太陽光発電設備の設置を目的とするものにあつては0.5ha)を超えると判断される場合は、土地所有者若しくは届出者(以下、「土地所有者等」という。)又は当該転用行為を行う者に対して迅速に適切な措置をとるよう指導すること。

オ林地転用完了届の写しの受理後、必要と認められるときは現地確認を行い、完了を確認すること。

(3) 指導を適切に行うために必要な情報の提供

所長は、林地転用届の写し受理後、その転用の区域が林地開発許可権限を有する市町村の区域と近接(概ね60m未満をいう。以下同じ。)しているときには、当該市町村の長にその写しを送付するものとする。それ以外の場合であつて、転用の区域が他の環境森林事務所又は森林管理事務所が所管する区域と近接しているときには、当該所長にその写しを送付するものとする。

(4) 管理

所長は、林地転用届の写し及び林地転用完了届の写しに加えて、小規模林地開発位置図、小規模林地開発実態調査表及び小規模林地開発一覧表を林地転用完了届提出日から3年間保管するものとする。

(5) 報告

所長は、前項に基づく小規模林地開発位置図、小規模林地開発一覧表(様式第2号)

及び小規模林地開発実態調査表（様式第3号）を毎年度半期毎にとりまとめて、上半期分を10月31日、下半期分を4月30日までに環境森林部長に報告するものとする。

氏名

注1)県が作成する場合は、市町村単位で別様とすること。
注2)整理番号は小規模林地開発実態調査表の整理番号と一致させること。

小規模林地開発実態調査表

整理番号	—
------	---

1 転用届出内容

届 出 書 受 理 年 月 日	年 月 日			
届 出 者 の 住 所 ・ 氏 名				
転用に係る森林の所在				
転 用 の 目 的				
面 積	伐採面積	ha	転用面積	ha
転用完了届受理年月日	年 月 日			
転用完了確認年月日	年 月 日			

2 実態調査

調査年月日	・ ・	・ ・	・ ・
転用の目的			
位 置			
面 積			
土地の傾斜		湧水の有無	有・無
開発時の地況及び林況			
開発行為完了時の状況			
防災施設等の内容			
森林の残地、 緑地造成の状況			
その他			

3 指導状況

注) 1. 整理番号は小規模林地開発一覧表の整理番号と一致させること。

2 一体性の判断基準について

伐採届に係る一体性の判断基準について、栃木県が判断を行う際は次の基準による。



森整第 228-1 号

令和 7 (2025) 年 7 月 1 日

各市町長 様

栃木県環境森林部長

伐採及び伐採後の造林の届出書に係る一体性の判断基準の制定について

林地開発許可制度の運用につきましては、日頃から御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて別紙のとおり制定しましたので、参考に通知します。

なお、本基準の制定に併せ、栃木県小規模林地開発指導実施要領は廃止しますので御了知ください。

森林整備課 森林保全担当
TEL : 028-623-3288

伐採及び伐採後の造林の届出書に係る一体性の判断基準

森林法施行令第2条の3に規定される開発行為の規模について、栃木県知事が伐採及び伐採後の造林の届出書等に係る一体性の判断を行う際には、本基準によるものとする。

次の(1)～(3)の基準について、全てに該当する場合は原則として一体の開発行為と判断する。なお、一部該当しない場合でも、総合的に一体の開発行為と判断することがある。

(1) 実施主体の一体性に係る基準

実施主体の一体性とは以下のいずれか又はこれに準ずる場合をいう。

- ・ 土地所有者等（※1）と別の届出の土地所有者等について、同じである場合
- ・ 土地所有者等と別の届出の土地所有者等について、役員が同じである場合
- ・ 土地所有者等と別の届出の土地所有者等について、グループ関連会社である場合
- ・ 土地所有者等と別の届出の土地所有者等について、事業所等の所在地が同じ場合
- ・ 土地所有者等と別の届出の土地所有者等について、共同事業の実績がある場合
- ・ 土地所有者等と別の届出の土地所有者等について、親族（※2）関係である場合
- ・ 土地所有者等と別の届出の土地所有者等について、共同の意思（計画の共同性が認められる）を持ち開発行為を行う場合
- ・ 特定の目的のために、複数の事業者がそれぞれ分担して土地所有者等となる場合
- ・ 特定の目的のために、複数の事業者に分割させて土地所有者等とさせる場合
- ・ 特定の目的のために、同じ請負人が開発する場合
- ・ 転用後の管理者が同じである場合

(2) 実施時期の一体性に係る基準

実施時期の一体性とは以下の場合をいう。

- ・ 従前の開発行為の完了時から3年未満である場合

(3) 実施箇所の一体性に係る基準

実施箇所の一体性とは、以下のいずれかの場合をいう。

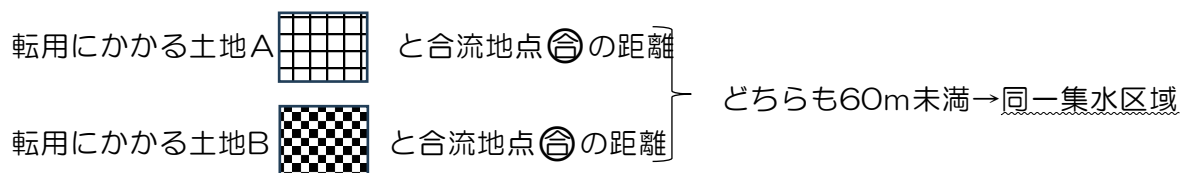
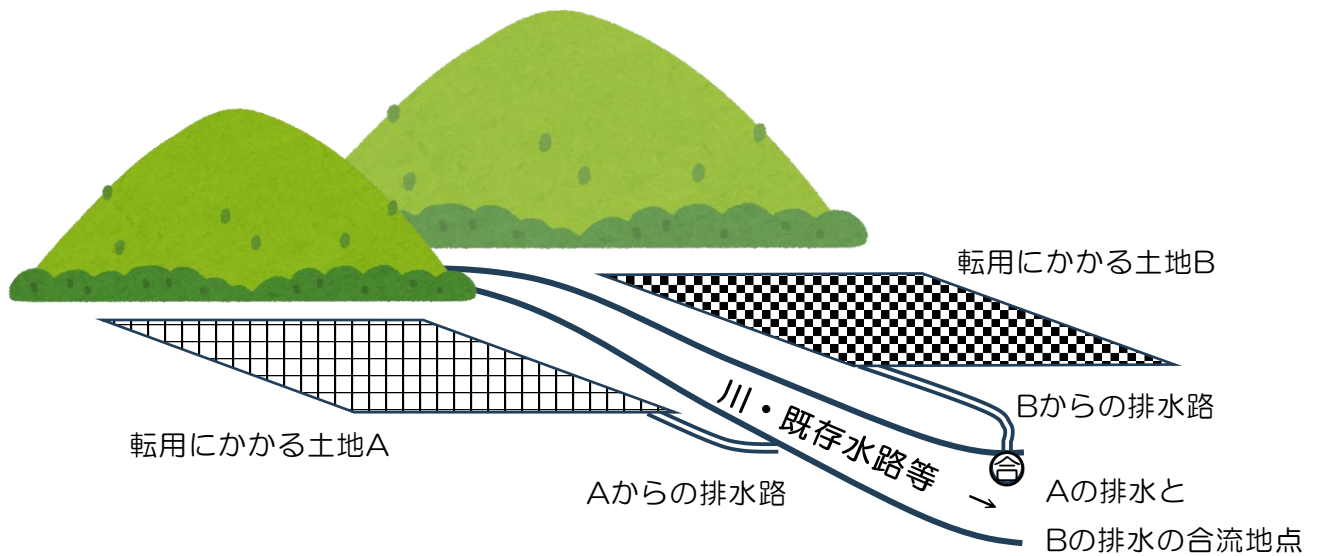
- ・ 近接距離が60m未満である場合
- ・ 同一集水区域（※3）にある場合

※1 土地所有者等とは、土地所有者又は届出者のことをいう。

※2 親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族に該当する者をいう。

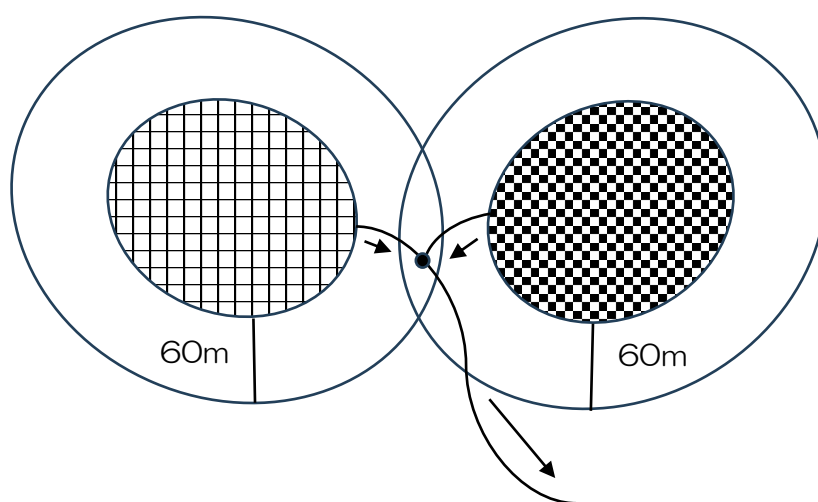
※3 「同一集水区域」とは、開発地から排水された雨水等の合流地点が、それぞれの開発地から60m未満の区域にある場合をいう。

【参考：同一集水区域を判断する際のイメージ図】



【同一集水区域該当の例】


 : 転用にかかる土地
 : 合流地点



【同一集水区域非該当の例】


 : 転用にかかる土地
 : 合流地点

